

公共労速報 No.215

2015年2月19日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL 03-3872-6175

年末年始の休日給の問題で理事者に抗議文提出

公共労は2月17日に、2014年秋闘の団交で合意した「年末年始に交替制勤務者に休日給を支給すること」について、①いまだに理事者が労使の合意書の取り交わしを行っていないこと、②関東中央病院で休日給が支給されていないことについて、下記の抗議文を理事者に提出し、誠実に対応することを求めました。

抗議文

2014年秋年末団交時に労使間で合意された「年末年始に交替制勤務を行う職員の労働条件の改善に関する事項」について、下記の2点について抗議するとともに誠実に履行することを強く申し入れます。

これらのことは、労使間での合意事項の反故に当たるものであり、2月23日までにこのことが解決しない場合には公共労として、然るべく対応措置を検討していることを申し添えます。

記

1 合意確認書の取り交わしについて

2014年12月3日の団交時に、理事から提案され、公共労が同意した「年末年始に交替制勤務を行う職員の労働条件の改善に関する事項」について、労使で確認書を交わすことを確認していたにもかかわらず、未だに確認書が取り交わされていません。これは、団交時の理事者の提案や発言を否定する行為であり、明らかな不当労働行為です。一刻も早い合意確認書の取り交わしを要求します。

2 関東中央病院における休日給の不支給について

関東中央病院において、この年末年始に勤務した交替制勤務者に対して休日給が一切支給されていないという事態になっています。これは、団交で確認された「年末年始に交替制勤務を行う職員の労働条件改善を目的として休日給を支給できることとする」という中央での労使合意事項を無視することになり、そのことを未だに理事者が放置していることは、労使間での合意事項を反故にする正に不当労働行為そのものです。

関東中央病院長に対し、この年末年始に勤務した交替制勤務者に対し、休日給を支給させるよう厳しく指導することを要求します。

公共労の15年春闘統一要求書を提出

公共労は2月17日に、中央委員会で決定した「公共労2015年春闘統一要求書」を理事者に提出しました。要求書は、皆さんから寄せられた春闘アンケートの結果に基づいて、「生活を守る4万円以上の賃上げ」、「各職種の昇格改善」、「諸手当の改善」や「看護師の勤務を改善するために勤務間隔12時間以上、夜勤を月6日以内、年休を月1日以上勤務表に組み込む」、「委員会や研修の負担を軽減する」、「年休の取得率50%以上、介護休暇の期間延長、子どもの看護休暇の対象年齢の引き上げ」、「超勤手当の不払いをなくす」、「ハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラ）の防止」など、数十項目の切実な要求を掲げています。

回答指定日は3月4日です。理事者の誠実な回答を求めます。